

第34回弟子屈町農業委員会総会議事録

平成29年4月27日

午前10時00分～午前11時35分

○ 出席委員

上西 透	平岡 清一	阪口 正明	元山 義久
中澤 正則	新木 栄	吉田 滋	齋木 弥
吉田 良文	高橋 正秀	芳賀 正美	塩沢 稔宏

○ 欠席委員

○ 議 件

議案第117号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第118号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第119号 農業経営基盤強化促進法18条の規定による農用地利用集積
計画の決定について

議案第120号 現況証明願いについて

議案第121号 農用地等の利用調整申出について

議 長 只今より第 34 回弟子屈町農業委員会総会を開催致します。日程 1、議事録署名委員の指名については、2 番平岡委員さん、3 番阪口委員さん、宜しくお願い致します。日程 2「会期の決定について」でございますが、本日 1 日限りとしてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 はい。異議無しという事で本日 1 日限りと致します。日程 3、諸般報告でございますが、本日は全員出席となっております。次日程 4、会務報告を局長よりお願い致します。

事 務 局 長 それでは第 33 回農業委員会総会以降の会務について、ご報告を申し上げます。整理番号 1 番、3 月 24 日、第 33 回農業委員会総会が、この場所委員会室で開催されております。委員 11 名、事務局で開催されております。それから 2 番、4 月 6 日から 7 日にかけてですが、平成 29 年度の釧路地方農業委員会連合会通常総会及び地区別農業委員会会長、事務局長会議が、弟子屈町川湯温泉で開催されました。塩沢会長と私が出席しております。この件に関しましては、後程報告 70 号で報告いたします。それから 3 番、4 月 14 日現地調査が行われました。第 1 ブロック並びに第 3 ブロックの委員さん、それから事務局が随行して実施しております。以上簡単ではございますが、会務の報告とさせていただきます。

議 長 はい、有難うございました。次日程 5、報告第 68 号「一般社団法人北海道農業会議第 82 回総会出席報告について」私の方から簡単にご報告いたします。

3 月 22 日札幌市第 2 水産ビルにおいて総会が行われました。まず最初に北海道農業会議の会長であります、岡村会長によるあいさつで始まりました。また、表彰ということで、平成 28 年度農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会職員永年勤続者表彰で、農業委員は 17 年以上、事務局については 10 年以上ということで表彰を受けました。表彰が終わりまして、議事に入りました。まず議案第 1 号ですが、北海道農業会議の役員理事の選任についてですが、共和町の会長さんが辞めたということで、その補欠ということで、同じく共和町の町長の山本町長が選任されました。議案第 2 号として、平成 28 年度一般社団法人北海道農業会議収支補正予算の決定について、議案第 3 号、平成 29 年度一般社団法人北海道農業会議理事及び監事の報酬等の額の決定について、議案第 4 号、平成 29 年度一般社団法人北海道農業会議事業計画並びに収支予算の決定について、議案第 5 号、平成 29 年度一般社団法人北海道農業会議会費の賦課方法及び徴収時期について、議案第 6 号、平成 29 年度一般社団法人北海道農業会議借入金最高限度額及び預入先、借入先金融機関の決定について、全ての議案が決定の上総会が終了しました。以上簡単でございますが、報告とさせていただきます。

次、日程 6、報告第 69 号「農業委員会等研修会出席報告について」上西委員さんよりお願いします。

上 西 委 員 1 番上西です。「農業委員会等研修会出席報告について」報告致します。

3 月 22 日午後 3 時半より、札幌市のかでる 2.7、かでるホールにて開催されました。出席者は塩沢会長、元山委員、私と事務局の 4 名で出席しております。研修は、全国農業会議所、柚木茂雄氏を講師として迎え、農業委員会組織を取り巻く情勢と今後の取り組み課題を演題としたものです。まず農業全体に係る農業競争力強化プログラムの策定と取り組み、TPP の近況報告がございました。また、農業委員会法改正に伴う、農業委員会組織の役割、機能と活動内容等についての説明を受け、農業委員が受け持っている業務の強化内容、新たな業務として、担い手への協力体制に係る取り組みについての説明がありました。以上簡単ではありますが、農業委員会等研修会出席報告とさせていただきます。

ます。

議長 はい、有難うございました。日程 6、報告第 69 号を報告済みとさせていただきます。次日程 7、報告第 70 号「平成 29 年度釧路地方農業委員会連合会通常総会及び地区別農業委員会会長、事務局長会議出席報告について」は局長の方から、よろしくお願い致します。

事務局長 それでは、報告 70 号について内容をご報告いたしたいと思います。日時が、本年 4 月 6 日農委連総会が、1 時半からまた、地区別農業委員会会長、事務局長会議が、2 時 50 分から開催されております。場所は川湯観光ホテル、出席者については、弟子屈町農業委員会からは塩沢会長と私が出席させていただいております。まず、釧路地方連の通常総会の関係ですが、開会のあいさつで地方連会長の野村会長からごあいさつをいただいた後、議長選出といたしまして、野村会長が引き続き議長となりました。議事については、第 1 号、平成 28 年度事業報告並びに収支決算の承認。これについては、報告のとおり承認ということでございます。承認の前に監査報告、白糖町農業委員会会長林監事より報告がございました。続きまして、2 号と 3 号ですが、関連がありますので一括提案されましたが、平成 29 年度の事業計画並びに収支予算の決定、それから、市町村負担金の賦課徴収ということで、原案どおり可決ということでございます。議案第 4 号、釧路地方農業委員会連合会会則の一部変更についてということで、文言整理及び誤字の修正ということで、これも原案どおり可決されております。協議事項としまして、平成 29 年度全国農業委員会会長大会並びに北海道選出国會議員要請集会への参加対応についてということを経営にされました。その中で、地元選出国會議員に対する要望事項ということでご提案がありましたがこれについては、「平成 30 年度農業施策と予算に関する要望意見」各管内の農業委員会から提出されたものをまとめたものを、地方連として要請をしていくという形のものでありました。内容については主に、担い手対策、農地税制の改善、経営安定対策、家畜ふん尿対策などについて要請をしていくということで、全会一致で承認されました。最後に根釧女性農業委員の会への助成継続ということで、釧路地方連より毎年 2 万円女性農業委員の会へ助成をしているということで、これも引き続き原案どおり決定ということでありました。その他特になしということで閉会されております。続きまして、地区別農業委員会会長、事務局長会議の顚末の内容ですが、北海道農業会議の岡村会長が出席されまして、ごあいさつをいただいております。北海道農業会議職員としまして乾次長が出席しております。報告協議事項といたしまして、乾次長からのご説明がありまして、平成 30 年度における、農業、農業委員会関係予算並びに政策要望に向けた検討についてということで、原案を提案されました。内容につきましては、6 項目ありまして、一つ目は、国際交渉における基本的な姿勢について、農政の確立について、地域の実態に即した担い手への農地集積支援対策の推進、担い手への育成と経営支援対策の強化について、原子力発電所立地地域における安全対策の強化について、農業委員会組織の体制強化と予算確保について、この 6 項目について各地方連から出された要望に基づきまして作成されておりました。加えて昨年の台風による被災農地についての早急な復旧の実現と復旧後の生産力維持向上のための継続的な支援に対する要望を要望書として追加しております。それから農業者年金の加入推進、それから情報提供活動の取組と全国農業新聞の普及及び推進について、それから改正農業委員会法施行に伴う条例改正並びに農業委員会等候補者選任に関する事務の実施状況についてという 3 項目が更に追加されて提案説明がなされました。これに関しましては特にご意見等なく、報告のとおり説明のとおり承認されたということでございます。それから改正農業委員会法施行に伴う新体制移行後の委員定数は、最適化推進委員の設置ということをふまえて全国的に増加している、人数が増えているとの報告もありました。後は平成 29 年度の北海道農業会議事業のスケジュールについて説明され閉会されております。尚資料は事務局に備え付けしておりますので、ご覧になられる方についてはいつでも見られますので申し添えます。以上で報告を終わります。

議 長 はい、有難うございました。報告第 70 号を報告済みとさせていただきます。次日程 8、報告第 71 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の取り下げについて」事務局より説明願います。

事 務 局 5 ページをお開き願います。報告第 71 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の取り下げについて」農地法第 4 条の規定による、農地転用の許可申請のありました下記
の農地につきまして取下げの申し出がありましたので報告する。平成 29 年 4 月 27 日提出。
弟子屈町農業委員会会長塩沢稔宏。

申請者、申請地につきましては〇〇〇〇氏、所在につきましては弟子屈町字〇〇〇〇
〇〇〇〇外〇筆、計〇筆の〇〇〇〇㎡でございます。本件につきましては先月の総会に
て、クラスター事業を活用した、成牛舎等新設に係る農振の用途変更並びに農地法第 4
条の申請が提案され議決を受けました。各決定機関へ意見聴取及び申請中の状況であり
ました。但し右手の 5 ページのとおり取下げの願書の提出がございました。内容につき
ましては、4 月 11 日付で法人設立したことに伴い、申請者が変更となることから農地
法第 4 条の規定に該当しないため、農地法第 5 条になってしまうということで、今回の
4 条申請取下げということとなっております。本事業につきましては、工期等スケジ
ュールがタイトということもありまして、農振の用途変更につきましてはあくまで土地所
有者の計画ということで、北海道と協議をし、土地に係る計画であることから、所有者
の申請で差し支えない旨回答をいただいておりますので農振については前回の議決内
容どおり取り進めております。再申請を要するのは本転用申請のみとなり、概ね当初の
計画どおりの予定で取り進められる状況であります。再申請が必要なのは 4 条から 5
条申請ということとなっております。この後の議案に第 5 条の申請ということで提案さ
せていただいております。以上簡単でございますが、報告第 71 号の報告といたします。

議 長 はい、有難うございました。只今事務局の報告がございましたが、何かご質問ござい
ますか。

各 委 員 異議無し。

議 長 はい、報告第 71 号を報告済みとさせていただきます。次日程 9、報告第 72 号「農地
法第 18 条第 6 項の規定による通知書の提出について」事務局説明願います。

事 務 局 はい、それでは議案書 6 ページをご参照願います。報告第 72 号「農地法第 18 条第 6
項の規定による通知書の提出について」下記農地について、合意による解約があったの
で報告する。平成 29 年 4 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長塩沢稔宏。

それでは番号 1 の説明をいたします。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇外〇筆の合計〇筆で
ございます。公簿、現況地目とも全て畑でございます。面積は合計で〇〇〇〇㎡の内〇
〇〇〇㎡となっております。貸付人は弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受
人は弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏です。合意解約日は平成 29 年 3 月 30
日。契約期間は平成 29 年 9 月 29 日から平成 32 年 9 月 30 日までとなっております。

なお、この合意解約しました農地については、議案第 117 号の農地利用集積計画にお
いて提案させていただいております。以上報告第 72 号の報告とします。よろしくお願
いいたします。

議 長 はい、只今事務局のほうから説明がございました。何かご質問ございますか。

各 委 員 異議無し。

議 長 はい、異議無しということで報告第 72 号を報告済みとさせていただきます。次日程 10、議案第 117 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局説明願います。

事 務 局 それでは、総会資料 7 ページをお開き願います。議案第 117 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」農地法第 3 条の規定による、農地等の権利設定及び移転の許可申請があった下記のものについて、議決を求める。平成 29 年 4 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長塩沢稔宏。

申請番号 1 番の説明いたします。区分は所有権の移転でございます。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇の〇筆。公簿現況地目とも畑。面積は〇〇〇〇㎡でございます。譲渡人は弟子屈町〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲受人は字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。この申請地は譲受人の宅地前にあります農地に隣接しており、〇〇〇〇所有地でございます。申請事由につきましては譲渡人取得希望により譲渡する。また経営地隣接地による経営地確保のため取得することとなっております。売買価格は〇〇〇〇円となっております。10 a 当りにしますと〇〇〇〇円となっております。図面につきましては、10 ページを参照願います。

続いて申請番号 2 番の説明をいたします。本申請は〇〇〇〇の〇〇〇〇氏が法人経営することに伴う 3 条申請でございます。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外〇筆合計〇筆で総面積〇〇〇〇㎡でございます。貸付人は弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は〇〇〇〇で住所は同じく弟子屈町字〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。申請事由については法人経営移行のため所有農地を無償貸与する。また、法人経営を行うため経営地を無償で借受けとなっております。図面については、11 から 12 ページをご参照願います。

続いて申請番号 3 番の説明を致します。8 ページになります。本申請は先の申請と同様であり、〇〇〇〇氏が所有する農地に係る 3 条申請となっております。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外〇筆合計〇筆で総面積〇〇〇〇㎡。貸付人は弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は同じ住所で、〇〇〇〇氏となっております。申請事由については、後継者が法人経営を行うため所有農地を無償貸与する。また、〇〇〇〇を行うため経営地を無償で借受けとなっております。図面については、13 から 16 ページをご参照願います。この申請番号 2 番 3 番についてですが、法人設立月日は平成 29 年 4 月 3 日となっております。

尚、最終ページの前ページに別紙農地法第 3 条調書を添付しております。以上簡単ではございますが、議案第 117 号の説明といたします。ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いいたします。申請番号 1 番については、2 番平岡委員さんお願いします。

平 岡 委 員 2 番平岡です。議案第 117 号 3 条の所有権移転について現地調査を実施いたしました。4 月 11 日に実施いたしました。出席者につきましては、芳賀代理が入院中でありましたので欠席ということで、塩沢会長に出席をいただき、上西委員、私と事務局で実施いたしました。当申請地につきましては、取り付け道路として利用しておりましたが、土地が町の所有地であること、〇〇〇〇氏の所有農地と隣接していることから、〇〇より譲り受ける所有権移転の申請でございます。〇〇〇〇氏につきましては、安定した酪農経営を営んでおり、何ら問題ないと判断いたしました。

以上、簡単であります。現地調査の報告といたしますので、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。申請番号 2 番 3 番については、4 番元山委員さんお願いします。

元 山 委 員 4 番元山です。申請番号 2 番、3 番につきまして、現地調査を 4 月 14 日に実施致しました。出席者は、塩沢会長、吉田委員、中澤委員、私と事務局で調査を行いました。
本申請につきましては、〇〇〇〇氏が以前より〇〇〇〇を検討しておりましたが、4 月に〇〇〇〇、〇〇〇〇として酪農経営を行うこととなりました。〇〇として、〇〇〇〇氏所有農地及び、父親の〇〇〇〇氏所有農地につきまして、使用貸借するという申請でございます。申請の土地に関しては、今までも適切に管理されておりましたので、全く問題ないと判断いたしました。また、法人として経営されます〇〇〇〇氏におかれましては、担い手としても、酪農経営能力や技術など、十分に身に付けており、今までの農業経営状況からも、問題ないと判断しました。また、議案第 119 号、農地利用集積計画の決定におきまして、現在、〇〇〇〇氏個人で利用集積を結んでおります、北海道農業公社、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、との土地につきまして、〇〇〇〇へ、使用権移転の申請をされておりますので、申し添えます。以上でございます。

議 長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告が終了しましたので、ここで質疑を受けたいと思いますが、申請番号〇番について、〇〇〇〇委員さんが農業委員会法 31 条に該当いたしますので、退席をお願いいたします。休憩いたします。

(休 憩)

議 長 再開します。申請番号〇番について、何かございますか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無しということで、申請番号〇番を決定させていただきます。〇〇〇〇さんの退席を解除いたします。休憩いたします。

(休 憩)

議 長 再開いたします。申請番号 2 番 3 番について、何かございますか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無しということで議案第 117 号を決定させていただきます。次日程 11、議案第 118 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

事 務 局 17 ページをお開き願います。議案第 118 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」農地法第 5 条の規定による、農地等の転用のための権利設定の許可申請のあった下記のものについて、意見を求める。平成 29 年 4 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長塩沢稔宏。

申請番号 1 の説明をいたします。区分は賃貸借による一時転用で、所在は〇〇〇〇〇

〇〇〇、〇〇〇〇の〇筆、公簿現況地目共畑で、所要面積は〇〇㎡、貸主は、弟子屈町〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏の所有地であり、借主につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇氏でございます。用途内容につきましては、夏季期間の観光ヘリポートの造成であります。資金調達状況については、総事業費〇〇〇〇円ということとなっております。

次に整理番号2の説明をいたします。先の報告にて4条申請を取り下げ新たに5条申請があったものであります。内容については、4条申請と変更はないものの、補助金等につきましては、先日の総会時の事業費等の変更がある状況であります。所在は字〇〇〇〇外計〇筆。公簿現況地目共に畑で総面積は〇〇〇〇㎡、貸主は弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏の所有地であり、借主は、弟子屈町字〇〇〇〇、〇〇〇〇氏であります。用途内容につきましては、成牛舎の新設でございます。事業費は〇〇〇〇円となっております。

続きまして、18 ページをお開き願いたいと思います。意見書の説明をさせていただきたいと思います。18 ページは申請番号1番、一時転用に係る意見書となっております。申請者につきましては、先ほどの説明どおりでございます。工事計画につきましては、平成29年7月27日から平成29年8月22日までの約1カ月程度の一時転用となっております。農地の区分についての判断につきましては、申請地は弟子屈町役場から北北西方向へ約〇〇kmに位置する農振農用地区域内の農地である。農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、農地の一部を夏季期間摩周湖の遊覧飛行用ヘリポートとして利用するものであり、摩周湖付近には農地が広がっており、ヘリポートに利用可能な平坦な土地が農地以外にない状況が転用の内容としては、現在の形状に手を加えず利用するもので、農地としての機能を低下する事が無いことから、転用はやむを得ないものと思われるとしております。転用の妨げとなる権利を有する者の同意確認につきましては、所有者の同意書で同意を得ている状況です。またこの土地につきましては、根抵当権者より承諾を得ている状況でございます。一時転用である場合にはその妥当性とありますが、盛土や整地等を行わず、現状のままヘリポートとして利用するため、隣接する草地への影響はないということとしております。意見聴取につきましては、北海道農業会議へ意見聴取を要することとしております。

続きまして19ページとなります。申請番号2番の意見書となります。内容につきましては、前回同様で変更はございません。農地の区分と転用目的につきましては、当地で酪農農業を営んでいる申請者が、〇〇〇〇から〇〇〇〇を行うことを機に、経営規模拡大のため成牛舎新設等の施設を新設するためのものであるということで、この部分だけ変更点がございます。

以上簡単ではございますが、議案第118号の説明といたします。ご決定賜われますよう、よろしくお願いいたします。

議長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いいたします。申請番号1番については、5番中澤委員さんよろしくお願いいたします。

中澤委員 5番中澤です。申請番号1番につきましては、現地調査を4月14日に実施致しました。出席者は、塩沢会長、元山委員、吉田委員、私と事務局で調査を行いました。本申請につきましては、〇〇〇〇が、夏期の観光シーズンにヘリコプターで摩周湖の遊覧飛行を行うための期間限定の一時転用の申請です。土地は現状のままヘリポートとして利用するため、整地等を行わないとのことですので、問題はないかと思われます。以上、簡単ではありますが、現地調査の報告としますのでもよろしくお願いいたします。

議長 はい、有難うございました。申請番号2番については、現地報告を省略とさせていただきます。それでは、申請番号1番2番について何かご質問ございますか。

阪 口 委 員 3 番阪口です。1 番についてお聞きしたいのですけれども、あくまで観光目的のものでいいのか。面積は別として、過去にあった話だけど観光目的では農地転用はならなかったから農業目的という格好でないと、ヘリポートで取ったっていう過去にあったんだけど、その時に観光目的は駄目ですという過去の農業委員会の展開は私も知っていますが、ひとつ。あと一時転用で成形はしないよってなっているのだけど、それで本当にヘリは降りるのかが聞きたい。

事 務 局 はい、ヘリポートの一時転用に関して、平成 18 年度の時にですが、一度同じ地区の弟子屈原野で、同じくヘリポートの一時転用で許可をしているという実績がございまして、今回〇〇〇〇からお話がありまして、〇〇〇〇氏とも話をしまして、同意を得ている事と、その会議録は流石に確認していなかったのですが、過去の実績をみて今回申請を受付けて、今回一時転用の申請を受けたという状況です。今回のヘリポートの面積ですが、一応今回〇〇〇〇は観光客もちろん居ることもありまして、20m×20m の 400 m²がふたつあるのですが、十分なのかという協議も行っただけでそれは確認も取れております。転用面積に関してはヘリポートへ降りると、問題ないのかなということで抑えております。

阪 口 委 員 一番聞きたいのはね、過去に弟子屈町でヘリポートを作って申請を上げたときに、観光では農地は駄目だって却下されたんですよ。過去にね。それは知っているんですよ。農業目的として再度許可を取り直したという経過があるんですよ。その過去の流れが変わって現在は現在においてやるのか、その辺の一貫性がずれるんじゃないかということです。

事 務 局 阪口委員さんのおっしゃっていることは、過去に永久転用でヘリポートを設置して、それでその時に申請を出される前だと思うのですけれども、観光目的でそのヘリポート自体を設置するのは駄目だよという話があったと思います。ただ今回はですね、一時転用ということで、農地の形状を変更しないでおこなうよ、ということで、あくまでも一時転用という観点から観光という形の、余はヘリポートも何も設置しない。例えば事務所を置くにしても、緊急的ハウスのものを置くということで伺っておりますので、例えば、地杭を打ったりする必要がないので、まして短期間ということで振興局とも事前に協議させていただいて、それであればやむを得ないでしょうということで回答をいただいておりますので、今回は申請を受付けて提案させていただいた次第でございます。ご理解いただきたいと思います。

新 木 委 員 はい、本当に止める時だけ転用するということだけど、ヘリを置く場所とか車庫とか考えてあるんですか。

事 務 局 それは伺っておりません。それはそのまま申請を受けた箇所だけで全て済みますということでございます。

新 木 委 員 考え方としては、そこに止ったら止りばなし、置きっぱなしというような感じですか。

事 務 局 多分ですね、〇〇〇〇にですね〇〇〇〇の会社があるんで、そこに倉庫があるので、行ったり来たりという形になるかと思います。

新 木 委 員 お持ち帰り。

事 務 局 時と場合によるかと思いますが、あくまでも一時的なヘリポートの申請ということなので、そこに止るとか置いておく場合もあるし、そのお客さん、〇〇〇〇の方に団体のお客さんが入って乗る可能性が多いという形であれば、置いておく場合もあるし、少ない場合は一回帰るという場合もあると思います。

議 長 暫時休憩します。
(休 憩)

議 長 再開いたします。申請番号 1 番 2 番について、何かございますか。

吉田(滋) 委員 はい、お願いなのですが、人は承諾しているけど、牛は承諾していないかと思っています。なので、あそこの近隣は放牧している方が多いので、出来るだけ牛の上は飛ばないとかの配慮をしていただきたい。そういった指導をきちんとして欲しいと思います。

事 務 局 〇〇〇〇の会社の方にはその旨は指示しております。もそれも含めた形で近隣農家や一般の住人の方にも承諾を得ているということです。

議 長 そのほか何かございますか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無しということで、申請番号 1 番、2 番について、議案第 118 号を決定とさせていただきます。次日程 12、議案第 119 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地利用集積計画の決定について」事務局説明をお願いします。

事 務 局 はい、それでは 26 ページをお開きください。議案第 119 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により弟子屈町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。平成 29 年 4 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長塩沢稔宏。

今回、総会に提案されております申請につきましては、利用権設定につきましては、新規によります申請が 3 件、継続によります申請が 4 件、農地所有適格法人化に伴います利用権移転の申請が 7 件、農用地保有合理化に伴います所有権移転の申請が 4 件、併せまして 18 件の申請でございます。それでは整理番号 1 番からご説明いたします。

整理番号 1 番につきましては、新規でございます。この件につきましては、報告第 72 号で合意解約のありました、〇〇〇〇さんが賃貸借しておりました、〇〇〇〇さんの土地でございます。所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡外〇筆、合計〇筆〇〇〇〇㎡でございます。現況につきましては共に畑でございます。貸付人につきましては、字〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的につきましては、牧草畑、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成 29 年 4 月 27

日から平成 34 年 4 月 26 日までの 5 年間となっております。図面につきましては、33 ページをご覧ください。

続きまして、整理番号 2 番、3 番につきましては、継続でございます。共に、借受人については、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏の申請でございます。所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡外〇筆、合計〇筆〇〇〇〇㎡でございます。現況は共に畑、貸付人につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的につきましては、牧草畑、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成 29 年 4 月 27 日から平成 32 年 4 月 26 日までの 3 年間となっております。

続きまして、整理番号 3 番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡外〇筆、合計〇筆〇〇〇〇㎡でございます。現況は共に畑、貸付人につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的につきましては、牧草畑、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成 29 年 4 月 27 日から平成 32 年 4 月 26 日までの 3 年間となっております。整理番号 2 番、3 番の図面につきましては、34 ページをご覧ください。

続きまして、整理番号 4 番は新規でございます。本申請につきましては、〇〇〇〇さん離農に伴います、新規就農者〇〇〇〇氏へ利用権設定の申請でございます。所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡外〇筆、合計〇筆、〇〇〇〇㎡、現況につきましては共に畑でございます。貸付人は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的につきましては、牧草畑、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成 29 年 4 月 27 日から平成 32 年 4 月 26 日までの 3 年間となっております。また、図面につきましては、35、36 ページをご覧ください。

続きまして、整理番号 5 番継続でございます。所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡外〇筆、合計〇筆〇〇〇〇㎡でございます。現況につきましては共に畑でございます。貸付人につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的につきましては、普通畑、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成 29 年 4 月 30 日から平成 33 年 12 月 31 日までの 4 年 8 ヶ月間となっております。図面につきましては、37 ページをご覧ください。

続きまして、整理番号 6 番から 12 番につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に伴います、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏が現在まで利用権設定をしておりました各件につきまして、会社へ利用権移転をするものです。

整理番号 6 番につきましては、〇〇〇〇所有の字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡外〇〇筆、合計〇筆〇〇〇〇㎡、現況は畑及び牧場でございます。利用目的につきましては牧草畑、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成 28 年 9 月 27 日から平成 33 年 7 月 26 日までとなっております。図面につきましては、38 から 41 ページをご覧ください。

続きまして整理番号 7 番、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有の字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡外〇筆合計〇筆〇〇〇〇㎡でございます。現況は畑でございます。利用目的につきましては牧草畑、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成 27 年 8 月 25 日から平成 30 年 4 月 29 日までとなっております。

続きまして整理番号 8 番、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有の土地です。字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡外〇筆、合計〇筆〇〇〇〇㎡、現況は畑でございます。利用目的につきましては牧草畑、借り賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成 25 年 4 月 30 日から平成 30 年 4 月 29 日までとなっております。整理番号 7 番 8 番の図面につきましては、42 ページをご覧ください。

続きまして整理番号 9 番、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有の、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡外〇筆、合計〇筆〇〇〇〇㎡でございます。現況は畑でございます。利用目的につきましては、牧草畑、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成 25 年 4 月 30 日から平成 30 年 4 月 29 日までとなっております。

す。

続きまして整理番号 10 番、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有の、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡外〇筆、合計〇筆〇〇〇〇㎡、現況は畑でございます。利用目的につきましては、牧草畑、借り賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成 26 年 4 月 30 日から平成 31 年 4 月 29 日までとなっております。整理番号 9 番、10 番の図面につきましては、43 ページをご覧ください。

続きまして整理番号 11 番、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有の、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡外〇筆、合計〇筆〇〇〇〇㎡でございます。現況は畑でございます。利用目的につきましては牧草畑、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成 27 年 8 月 25 日から平成 30 年 4 月 29 日までとなっております。図面につきましては、44 ページをご覧ください。

続きまして整理番号 12 番、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有の、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡外〇筆、合計〇筆〇〇〇〇㎡で、現況は畑でございます。利用目的につきましては牧草畑、借り賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成 25 年 4 月 29 日から平成 30 年 4 月 29 日までとなっております。図面につきましては、44, 45 ページをご覧ください。

続きまして整理番号 13 番は新規でございます。所在につきましては、字弟〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡外〇筆、合計〇筆〇〇〇〇㎡でございます。現況につきましては共に畑でございます。貸付人については、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。借受人は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的につきましては牧草畑、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成 29 年 4 月 27 日から平成 32 年 4 月 26 日までの 3 年間となっております。図面につきましては、45 ページをご覧ください。

続きまして整理番号 14 番継続でございます。所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇㎡外〇筆、合計〇筆、〇〇〇〇㎡でございます。現況につきましては共に畑でございます。貸付人につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。借受人につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的につきましては普通畑、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成 29 年 4 月 27 日から平成 32 年 4 月 26 日までの 3 年間となっております。図面につきましては、46 ページをご覧ください。

整理番号 15 番から 18 番につきましては所有権移転でございます。この 4 件につきましては農地保有合理化促進事業により、公益財団法人北海道農業公社との間で平成 24 年 9 月 27 日から平成 29 年 6 月 18 日まで期間使用貸借しておりました土地でございます。使用期間満了に伴いましての今回所有権移転の申請となっております。

整理番号 15 番につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外〇筆、計〇筆でございます。公募地目現況地目共に畑、総面積は〇〇〇〇㎡でございます。譲受人につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏であります。利用目的は牧草畑、売買価格につきましては、〇〇〇〇円でございます。

続きまして整理番号 16 番、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇筆でございます。公募地目は畑、現況地目は畑、総面積は〇〇〇〇㎡でございます。譲受人につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏であります。利用目的は牧草畑、売買価格につきましては〇〇〇〇円でございます。整理番号 15 番、16 番の図面につきましては、47 ページをご覧ください。

整理番号 17 番、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、1 外〇筆、計〇筆でございます。公募地目、現況地目はいずれも畑でございます。総面積は〇〇〇〇㎡でございます。譲受人につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏であります。利用目的は牧草畑、売買価格につきましては、〇〇〇〇円でございます。

整理番号 18 番、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外〇筆、計〇筆でございます。公募地目、現況地目はいずれも畑でございます。総面積は〇〇〇〇㎡でございます。譲受人につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏であります。利用目的は牧草畑、売買価格につきましては、〇〇〇〇円でございます。図面につきましては、48 ページをご覧ください。

この4件につきましては、所有権移転時期につきましては、平成29年6月30日までの対価の支払い日までとなっております。

また別紙資料には、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書が表示されております。いずれも各項の要件に該当しておりますので、ご参照ください。

以上雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いいたします。整理番号1番、4番について、1番上西委員さんよろしくをお願いします。

上西委員 1番上西です。整理番号1番、4番につきまして、現地調査を、4月14日に実施致しました。出席者は、吉田委員、平岡委員、私と事務局で行いました。芳賀代理におかれましては入院中につき欠席しております。

整理番号1番につきましては、報告第72号合意解約のありました、〇〇〇〇氏が使用しておりました土地で、〇〇〇〇氏の離農に伴い、〇〇〇〇氏が引き続き借りることとなりました。土地については、今まで〇〇〇〇氏が適切に管理しておりましたし、〇〇〇〇氏におかれましては、安定した酪農経営を営んでおり、特に問題無いと判断いたしました。

続きまして、整理番号4番につきましては、〇〇〇〇氏所有地を、新規就農者であります〇〇〇〇氏との利用権設定でございます。新規就農者の〇〇〇〇氏におかれましては、昨年4月より、〇〇〇〇の〇〇〇〇牧場、9月からは〇〇〇〇牧場にて研修を行っておりました。

〇〇〇〇氏の離農に伴い、引続き就農することとなりました。土地につきましては、〇〇〇〇氏が適切に管理されておりましたので、何ら問題無いと判断いたしました。〇〇〇〇氏におきましては、研修期間が1年足らずではありますが、地区としても一日も早く安定した農業経営ができるよう見守って行きたいと考えております。

以上、簡単ではありますが、現地調査の報告としますので、よろしくお願い申し上げます。

議長 はい、有難うございました。整理番号2番3番5番6番7番8番9番10番11番12番については、継続または以前行っておりますので、省略させていただきます。整理番号13番については、4番元山委員さんよろしくをお願いします。

元山委員 4番元山です。整理番号13番につきまして、現地調査を、4月14日に実施いたしました。出席者は、塩沢会長、吉田滋委員、中澤委員、私と事務局で行いました。

〇〇〇〇氏が〇〇〇〇に所有しております土地ですが、今まで自宅〇〇〇〇より出向き管理しておりましたが、遠方であるため、借手を探していたと聞いておりました。当申請地であります土地の隣接地が、〇〇〇〇となります〇〇〇〇が借りることとなった、〇〇〇〇氏所有の土地でもあることから、一体化され効率の良い作業が見込まれると思われまふ。また土地につきましても、今まで〇〇〇〇氏が適切に管理されておりましたので、何ら問題無いと判断いたしました。

以上、簡単ではありますが、現地調査の報告としますので、よろしくご審議いただきたいと思います。お願いします。

議長 はい、有難うございました。整理番号14番15番16番17番18番については、以前行っておりますので、省略いたします。現地委員さんの報告が終了しましたので、ここで質疑を受けたいと思います。整理番号5番について、〇〇〇〇委員さんが、農業委員会

法 31 条に該当致しますので、退席をお願いいたします。休憩いたします。

(休 憩)

議 長 再開いたします。整理番号 5 番について、何かございますか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無しということで、整理番号 5 番を決定とさせていただきます。〇〇〇〇委員さんの退席を解除いたします。休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。整理番号 1 番 2 番 3 番 4 番 6 番 7 番 8 番 9 番 10 番 11 番 12 番 13 番 14 番 15 番 16 番 17 番 18 番について、何かご意見ございますか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無しということで、議案第 119 号を決定とさせていただきます。次日程 13、議案第 120 号「現況証明願いについて」事務局説明をお願いします。

事 務 局 49 ページをご覧ください。議案第 120 号「現況証明願いについて」農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の現況証明願いについて議決を求める。平成 29 年 4 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長塩沢稔宏。

申請件数は全部で 5 件ございました。1 番から 4 番は所有権が〇〇〇〇、申請者が〇〇〇〇氏でございまして、広範囲にわたる公衆道路及び道路横の側溝地の公簿地目が畑であることに伴い、地目変更を行うためのものがございます。4 番までの所有者・願い出者の説明は割愛させていただきたいと思います。

それでは申請番号 1 番でございます。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外〇筆の計〇筆。公簿地目は畑、面積は合計〇〇〇〇㎡でございます。判定地目は農地採草地牧地以外、利用状況は未利用地でございます。図面は 54 から 57 ページをご参照願いたいと思います。

続いて申請番号 2 番でございます。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外〇筆の計〇筆でございます。公簿地目は畑、面積は合計〇〇〇〇㎡となっております。判定地目は農地採草地牧地以外、利用状況は未利用地でございます。図面は 58 ページをご参照願いたいと思います。

続いて申請番号 3 番でございます。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外〇筆の計〇筆、公簿地目は畑及び牧場、面積は合計〇〇〇〇㎡となっております。判定地目は農地採草地牧地以外、利用状況は未利用地となっております。図面につきましては 59 から 65 ページをご参照願います。

続いて申請番号 4 番でございます。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外〇筆の計〇筆でございます。公簿地目は畑及び牧場、面積は合計〇〇〇〇㎡でございます。申請番号 4 番につきましては、川湯地区、屈斜路地区と広範囲にわたっております。判定地目は農地採草地牧地以外、利用状況は未利用地となっております。図面は 66 から 72 ページをご参照願いたいと思います。

続きまして 53 ページになります。申請番号 5 番でございます。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇筆、公簿地目は牧場でございます。面積は〇〇〇〇㎡の内〇〇㎡でございま

す。判定地目は農地採草放牧地以外、利用状況は未利用地となっております。所有者願出人共に、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。この変更につきましては、後継者住宅建築に伴う現況願いでございます。図面は 73 ページをご参照願います
以上簡単ではありますが、議案 120 号の説明とさせていただきますので、ご決定賜りますよう、よろしくお願い致します。

議 長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いします。申請番号 1 番 2 番 3 番 4 番について、9 番吉田委員さんお願いします。

吉 田 委 員 9 番吉田です。現況証明願い、整理番号 1 番から 4 番につきまして、現地調査を 4 月 14 日に実施致しました。出席者は、上西委員、平岡委員、私と事務局で行いました。
整理番号 1 から 4 番の〇筆につきましては、公衆用道路及び側溝地であります。全て〇〇〇〇所有の土地であり、〇〇〇〇の台帳整備に基づく申請であります。申請地につきましては全て、農地採草放牧地以外であると判断いたしました。以上、簡単でございますが現地調査の報告といたしますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。申請番号 5 番については、2 番平岡委員さんよろしくお願いします。

平 岡 委 員 2 番平岡です。現況証明願いの申請番号 5 番につきまして、現地調査を 4 月 14 日に実施いたしました。出席者につきましては、吉田委員、上西委員、私と事務局で行っております。本申請地につきましては、〇〇〇〇、〇〇〇〇氏の農業施設用地の一部でございます。今回後継者であります息子さんの〇〇〇〇氏の住宅建設に伴います申請でございます。現況は宅地及び施設用地でありますので、農地採草放牧地以外であると判断いたしました。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたしますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告が終了しましたので、ここで質疑を受けたいと思います。申請番号 1 番 2 番 3 番 4 番 5 番について何かございますか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議なしということで、議案第 120 号を決定させていただきます。次日程 14、議案第 121 号「農用地等の利用調整申出について」事務局説明願います。

事 務 局 それでは 74 ページをお開きください。議案第 121 号「農用地等の利用調整申出について」農業経営基盤強化促進法第 15 条の規定に基づき、申出のあった下記の農用地等の利用調整について、調整候補者名の選定及び調整委員を指名する。平成 29 年 4 月 27 日提出。弟子屈町農業員会会長塩沢稔宏。
申出の件数につきましては 1 件でございます。申し出の種類につきましては譲渡でございます。字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇筆でございます。公簿地目、現況地目共畑でございます。総面積は、〇〇〇〇㎡、申し出人につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇

氏でございます。希望価格につきましては、〇〇〇〇円の希望でございます。
調整候補者名につきましては、申請地周辺一円としおります。〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、
公益財団法人北海道農業公社、〇個人及び〇法人を調整候補者といたしました。
以上、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いいたします。4番元山委員さんお願いいたします。

元 山 委 員 4番元山です。利用調整申出について、現地調査を4月14日に実施いたしました。出席者は、塩沢会長、吉田滋委員、中澤委員、私と事務局で行いました。
本申出地につきましては、標茶町との町境に位置し、山間部の奥にある土地であります。道路からでは土地の全様が分からない土地でもありました。また、周辺農地は〇〇〇〇の〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏の土地に囲まれた土地でもあり、取付け道路も無く、隣接農地の所有者に断らないと中に入っていけない状態の土地でもあります。隣接農地所有者以外は使用できない土地と思われます。
以上、簡単ではありますが、現地調査の報告としますので、よろしくお願いします。

議 長 はい、有難うございました。それでは調整候補者名として、申請地周辺一円ということで、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、北海道農業公社ということで、〇個人〇法人ということでよろしいでしょうか。

各 委 員 はい、異議無し。

議 長 異議無しということで、決定とさせていただきます。次調整委員名について局長お願いします。

局 長 それでは、調整委員の指名について提案いたします。委員については第1ブロック担当の委員にお任せしたいと思います。塩沢委員、元山委員、吉田滋委員、中澤委員の4名をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 只今局長より4名の委員さんということで報告されましたが、よろしいでしょうか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無しということで、この様に決定させていただきます。それでは議案日程1から14までそれぞれ決定いたしました。ここで休憩いたします。
(休憩)

議 長 それでは再開致します。本日、日程1から日程14まで、全て決定させていただきました。これにて、第34回弟子屈町農業委員会総会を終了致します。ご苦労様でした。

午前 11 時 35 分以上
顛末と録し、議事録とする。

議事録署名委員 平 岡 清 一

議事録署名委員 阪 口 正 明